

米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民により構成された住民団体が自主的かつ継続的に行う住みよいまちづくりのための活動を支援するため、予算の範囲内で、米子市まちづくり活動支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号（次条第1項に規定する対象事業を実施するために新たに設立した団体（以下「新設団体」という。）にあっては、第1号から第3号まで）に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 市内に事務所を有し、かつ、市内を拠点に活動するものであること。
- (2) 5人以上の構成員で構成され、その過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (3) 定款、規約又は会則を有すること。
- (4) 第6条第1項の規定により交付金の申請を行う時点において、1年以上の活動実績を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、対象団体となることができない。

- (1) 第10条に規定する交付決定を3回受けたことがある団体
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体
- (3) 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等を滞納している団体
(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業（第5条第1項第3号に規定する額の交付金については、過去に交付金（同項第1号又は第2号に規定する額の交付金に限る。以下この項において同じ。）の交付を受けたことがある対象団体が行う、当該過去に交付を受けた交付金に係る事業であって、当該交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して3年以上継続して行われ、かつ、その内容が更に充実し、及び発展したものに限る。）とする。

- (1) 地域課題の解決など、住みよいまちづくりに寄与する事業
- (2) 地域の特色を生かしたまちづくりに寄与する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まちづくりの進展に寄与する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、対象事業としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業

(2) 過去に交付金の交付を受けたことがある対象団体が行う、当該過去に交付を受けた交付金に係る対象事業と同一の事業（第5条第1項第3号に規定する額の交付金を交付する場合を除く。）

(3) 国若しくは地方公共団体又は公益法人から、その定めるところ（この要綱を除く。）により補助若しくは助成又は委託を受けて行う事業

（交付対象経費）

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業の実施に直接必要な経費のうち、別表第1項の表に定めるものとする。

2 別表第1項の表に該当するものであっても、同表第2項各号に定めるものは交付対象経費としてはならない。

（交付金の額）

第5条 交付金の額は、交付金を受けようとする対象団体が実施する一の年度における対象事業の内容及び当該対象事業の実施に要する経費に応じ、次の各号に定めるとおり区分する。

(1) 交付対象経費の額（対象事業の実施に伴う入場料、売上金等の収入（市長が収入として算入する必要がないと認めるものを除く。）がある場合は、交付対象経費の額から当該収入の額を控除して得た額。以下この条において同じ。）に相当する額（その額が8万円を超えるときは、8万円）

(2) 交付対象経費の額の3分の2に相当する額（その額が30万円を超えるときは、30万円）

(3) 交付対象経費の額の2分の1に相当する額（その額が10万円を超えるときは、10万円）

2 前項の規定にかかわらず、新設団体に交付する交付金の額は、交付対象経費の額に相当する額（その額が8万円を超えるときは、8万円）とする。

3 前2項の規定により算出した交付金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 対象団体は、交付金の交付を受けようとするときは、市長が定める期間内に、米子市まちづくり活動支援交付金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) まちづくり活動支援交付金事業計画書（別記様式第2号）

- (2) まちづくり活動支援交付金事業収支予算書（別記様式第3号）
 - (3) 団体の概要調書（別記様式第4号）
 - (4) 構成員名簿（別記様式第4号の2）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 対象団体（新設団体を除く。）は、第1項の規定による交付金の交付の申請（以下「交付申請」という。）においては、その実施する対象事業の内容及び当該対象事業の実施に要する経費を考慮し、前条第1項第1号又は第2号に定める額のいずれの額の交付金の交付を希望するか選択しなければならない。

（交付申請の制限）

第6条の2 交付申請は、一の年度において、一の対象団体につき一の事業に限るものとする。

2 第5条第1項第1号及び第3号に規定する額の交付金に係る交付申請は、一の対象団体において1回に限るものとする。

3 第5条第1項第2号に規定する額の交付金の交付を受けた対象団体は、次年度以降において、同項第1号に規定する額の交付金の交付申請を行うことはできない。

（交付決定）

第7条 市長は、第6条第1項の申請書が提出されたときは、速やかに、交付金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たっては、あらかじめ、第14条第1項の米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会の意見を聴くものとする。

（通知）

第8条 市長は、交付金を交付することを決定したときは米子市まちづくり活動支援交付金交付決定通知書（別記様式第5号）により、交付金を交付しないことを決定したときは米子市まちづくり活動支援交付金不交付決定通知書（別記様式第6号）により申請を行った対象団体に通知するものとする。

（軽微な変更）

第9条 規則第11条第1項の市長が定める軽微な変更とは、交付金の交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は交付対象経費の20パーセント以内の減額をいう。

（着手届）

第10条 第7条第1項の規定により交付金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた対象団体（以下「交付決定団体」という。）にあつては、規則第13条ただし書第4号の規定により、同条に規定する事業着手届の提出は要しないものとする。ただし、対象事業が建設等工事を伴うものである場合は、

この限りでない。

(実績報告)

第11条 交付決定団体は、対象事業が完了したときは、速やかに、米子市まちづくり活動支援交付金実績報告書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) まちづくり活動支援交付金事業報告書（別記様式第8号）
- (2) まちづくり活動支援交付金事業収支決算書（別記様式第9号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(書類の保存)

第12条 交付決定団体は、その実施した対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年度間、当該書類及び帳簿その他当該対象事業に関する全ての書類を保存しておかなければならない。

(活動報告等)

第13条 市長は、まちづくり活動を推進するため、交付決定団体の活動内容を周知することに努めるものとする。

2 交付決定団体は、前項の場合においては市長に協力するよう努めるとともに、交付金の交付を受けた対象事業に関する活動内容について、自らも広く公表することに努めるものとする。

(審査委員会の設置)

第14条 第7条第1項の規定による交付金の交付決定に当たり広く市民の意見を求めるため、米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第7条第2項の規定により意見を求められたときは、申請書及びその添付書類の内容を審査し、その結果を、市長に報告するものとする。

3 委員会は、委員8人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委員長を選任)

第15条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の開催)

第16条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。

別表（第4条関係）

1 交付対象経費

区分	主な内容
報償費	外部からの講師、専門家及び出演者への謝礼、調査研究等に係る報償（交付対象団体の構成員に対するものは除く。）
旅費	講師及び専門家の交通費、宿泊費等に要する経費
需用費	チラシ、ポスター、報告書等の作成、消耗品等の購入費等
役務費	行事保険料等
委託料	事業の附帯業務を第三者に委託する場合の経費（機械搬入、設営等）
使用料及び賃借料	イベント等の会場使用料、機器類のレンタル料等
その他	市長が必要かつ適切と認めたもの（交付対象経費になるか否かについては、個別に経費の内容を審査する。）

2 交付対象外経費

- (1) 交付対象団体の事務所を維持する経費
- (2) 交付対象団体の経常的な活動に要する経費

- (3) 交付団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- (4) 飲食費（食事、弁当、茶菓等）
- (5) 商品券等の購入経費
- (6) 記念品等の購入経費
- (7) 土地の取得、造成、補償に関する経費
- (8) 交付対象団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- (9) その他、交付事業に直接関係ない経費、市長が適切でないと認めた経費等